

全国厚生労働関係部局長会議資料
(厚生分科会)

平成21年1月20日(火)
社会保険庁

(重点事項)

1. 年金記録問題について 1 頁
2. 国民年金の収納対策等について . 6 頁
3. 日本年金機構設立について . . 1 3 頁

年金記録問題について

年金記録問題への対応策について

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ）及び「年金記録適正化実施工程表」（平成19年8月厚生労働省）の概要

1 「5000万件」の記録の名寄せ

【平成19年12月～20年3月を目途】

- 平成19年11月末までを目途にシステム開発を完了し、平成19年12月から20年3月までを目途に名寄せを完了。
 - 氏名等が収録されていない記録（約524万件）については、記録を補正。
 - 名寄せと並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000万件」の記録の内容について、民間の専門家チームと連携して解明作業に着手。
- ※ 「1430万件」・「36万件」の記録については、マイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せ（あわせて結果の通知）【平成20年5月までを目途】

2 すべての方への加入履歴のお知らせ

(1) ねんきん特別便【平成19年12月～20年10月目途】

- ① 「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ
【平成19年12月～20年3月を目途】
 - 加入期間及び加入履歴に加え、「確認はがき」「年金加入記録照会票」を送付。
- ② その他のすべての方へのお知らせ
 - ア 既に年金を受け取られている方【平成20年4～5月を目途】
 - イ 今後年金を受け取る予定の方【平成20年6～10月を目途】

○ 厚生年金被保険者について、経済団体の協力を前提に、事業主経由での送付を検討。

(2) ねんきん定期便【平成21年4月～】

- 平成21年4月から、「ねんきん定期便」を本格実施。なお、一定期間及び一定期間経過後については、以下のとおりお知らせを送付することについて検討。

【一定期間】

【一定期間経過後】

送付対象者	送付する内容
すべての被保険者	①加入実績に応じた年金見込額 ②加入期間 ③保険料納付額の目安 ④将来の年金見込額(50歳以上)または年金額の早見表(50歳未満) ⑤加入履歴 ⑥全期間の厚生年金の標準報酬月額 ⑦全期間の国民年金の保険料納付状況

送付対象者	送付する内容
35歳、45歳、58歳の被保険者	左記①～④に加え、 ⑤加入履歴 ⑥全期間の厚生年金の標準報酬月額 ⑦全期間の国民年金の保険料納付状況
上記以外の被保険者	左記①～④に加え、 ⑤直近一年分の厚生年金の標準報酬月額 ⑥直近一年分の国民年金の保険料納付状況

(3) いわゆる「無年金者」の方へのお知らせ【平成20年6月目途】

- 今年度中に市町村に協力を依頼し、介護保険の普通徴収者（年金から介護保険料を源泉徴収されていない者）に送付する保険料納入告知書に、注意喚起のためのチラシを同封。

3 相談体制の拡充

- ① すべての市町村において、社会保険労務士の協力も得て巡回相談を実施。
【平成19年7月から開始】
- ② 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会の協力により、企業等における年金に関する相談機能を充実。
【平成19年7月以降随時】
- ③ ねんきん特別便の送付に伴う相談件数の増加に十分対応できるよう、電話相談、来訪相談等の体制を着実に整備。

4 コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せ 【進捗状況を半年毎に公表】

- ① 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録
 - ② 市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録
 - ③ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録
※ コンピュータへの転記が正確かどうかのサンプル調査を実施
- 特殊台帳等との突合せ作業は、平成20年度当初から実施。まずは、「国民年金の特殊台帳の記録」から突合せを先行実施。

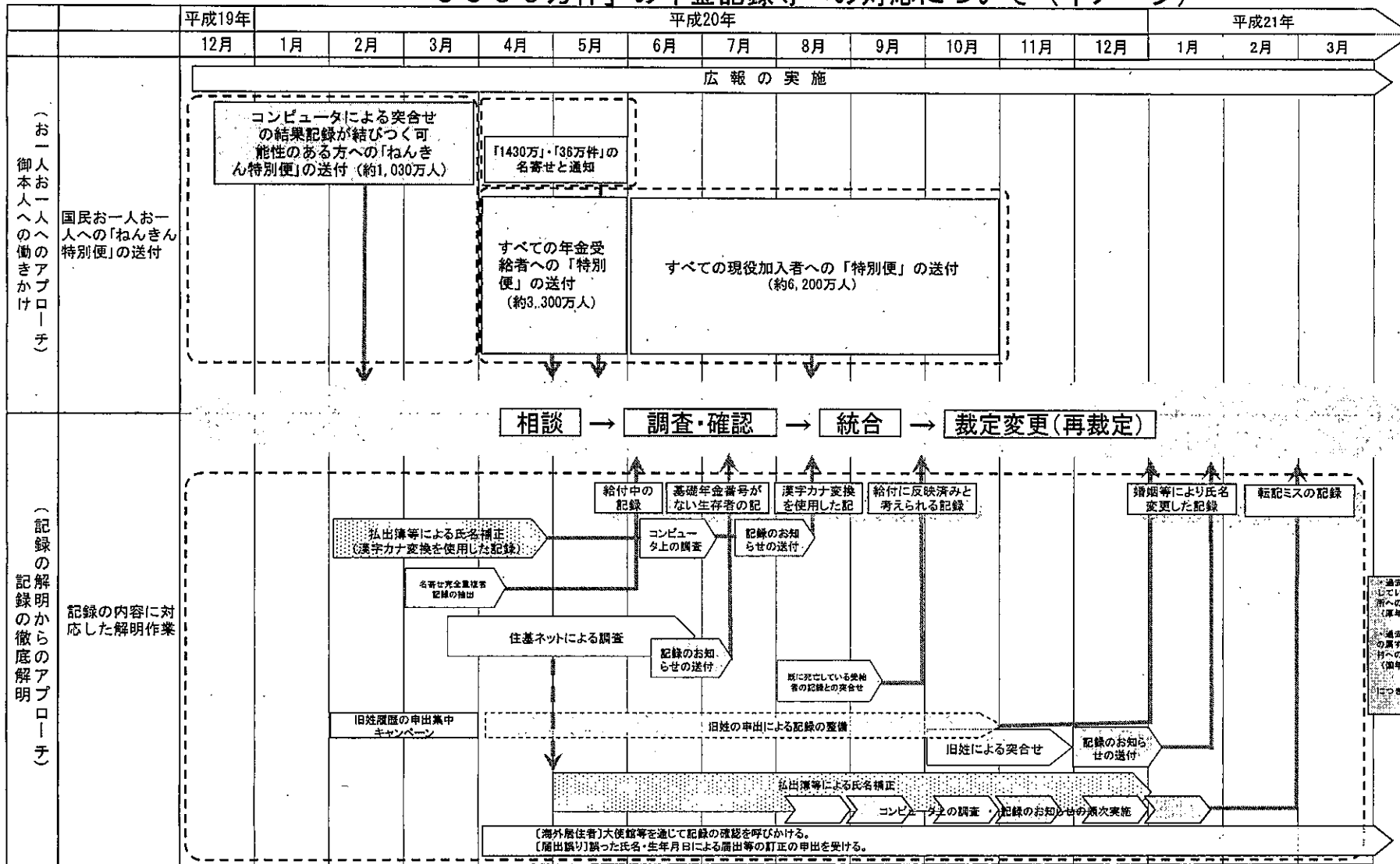
5 新たな年金記録管理システムの構築

- ① 住民基本台帳ネットワークと連携し、住所異動、氏名変更、死亡といった変動が年金管理記録に反映される仕組みに転換。【平成23年度中を目途】
- ② 1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現。【平成23年度中を目途】

6 各種機関の設置

- (1) 「年金記録確認第三者委員会」〔梶谷 剛 座長〕(総務省)による記録確認
○ 社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。
- (2) 「年金記録問題検証委員会」〔松尾 邦弘 座長〕(総務省)による検証
○ 年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について、徹底的に調査・検証。
- (3) 「年金業務・社会保険庁監視等委員会」〔葛西 敬之 委員長〕(総務省)の設置
○ 年金記録に対する国民の信頼回復のため、年金記録問題への対応策の実施状況や社会保険庁の業務の執行状況について、第三者の立場からチェックや助言を行うことにより、対応策の着実な実施及び業務の適正かつ確実な執行を図る。

「5000万件」の年金記録等への対応について（イメージ）



統合・給付

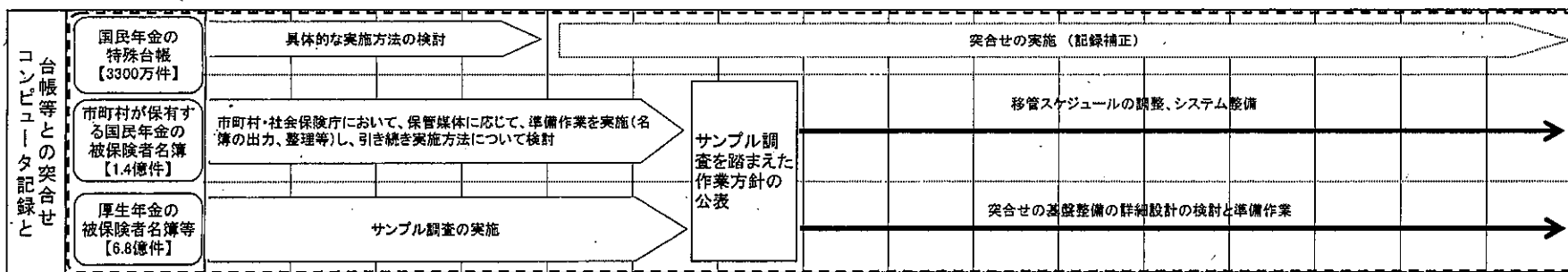
新たな給付に結びつかない記録

死亡 → 公示等

公示等

通常に勤務していた事業所への届出（10年）
通常に住所の異なる市町村への届出（10年）
10年ごとの統計

* これらの対応策によっても、なお届出誤りの記録など対応困難な記録は一定程度残ると考えられる



標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 総務省の年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額又は資格喪失を遡及して訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)
- また、社会保険庁職員の関与に関する調査等を行っていた大臣直属の調査委員会が20年11月28日に報告書を大臣に提出。

今後の方向

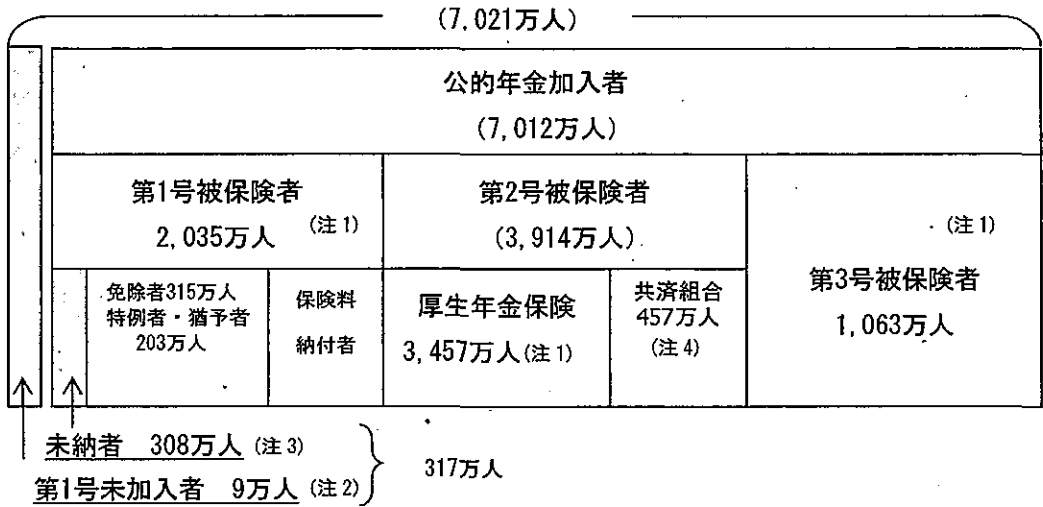
- 標準報酬月額等の遡及訂正事案については、「年金記録問題拡大作業委員会」の御意見を伺いながら、被害者救済を第一義とし、併せて、社会保険事務所職員の関与が疑われる事案の事実解明を図る。(20年12月11日に弁護士等5名を新たに「年金記録問題作業委員」に任命。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万人)について、20年10月16日から、社会保険事務所職員が対象者への戸別訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施している。
※ 戸別訪問の実施状況(中間報告) 訪問件数 2,524件(20年11月9日)
- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬の情報を含むお知らせを開始する。
(加入者については、21年4月から標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)

国民年金の収納対策等について

国民年金の収納対策等について

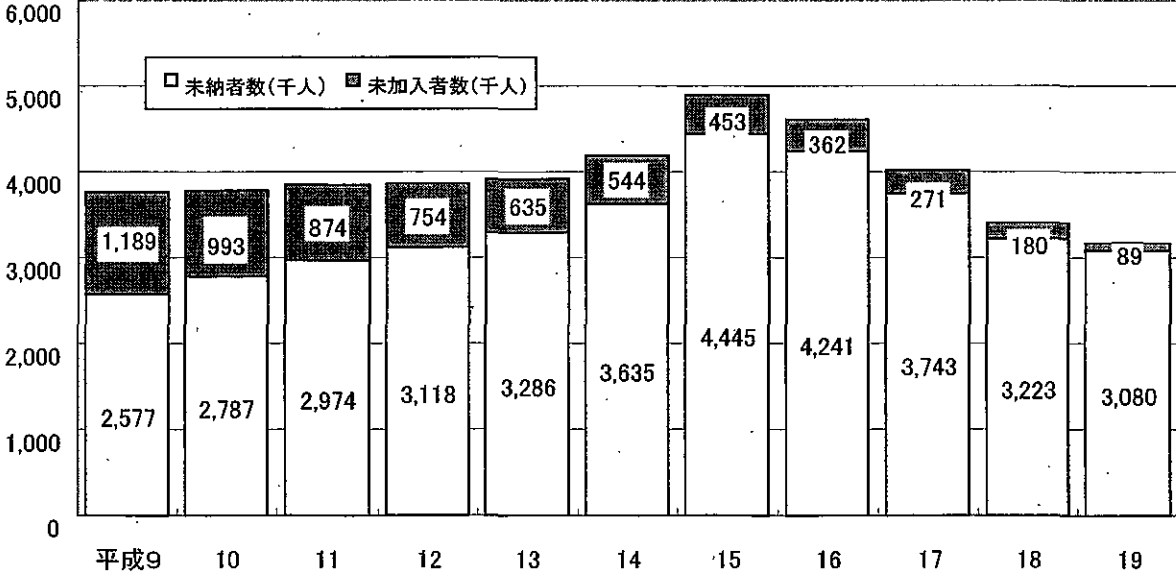
《公的年金加入者の状況(平成19年度末)》

○ 未納者(平成19年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者)は約308万人、未加入者は約9万人。
 公的年金加入対象者全体でみると、約9.5%の者が保険料を納付(免除及び納付猶予を含む。)



注1) 平成20年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)を含めて計上している。
 注2) 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。
 注3) 未納者とは、24か月(18年4月～20年3月)の保険料が未納となっている者。
 注4) 平成19年3月末現在。
 注5) ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

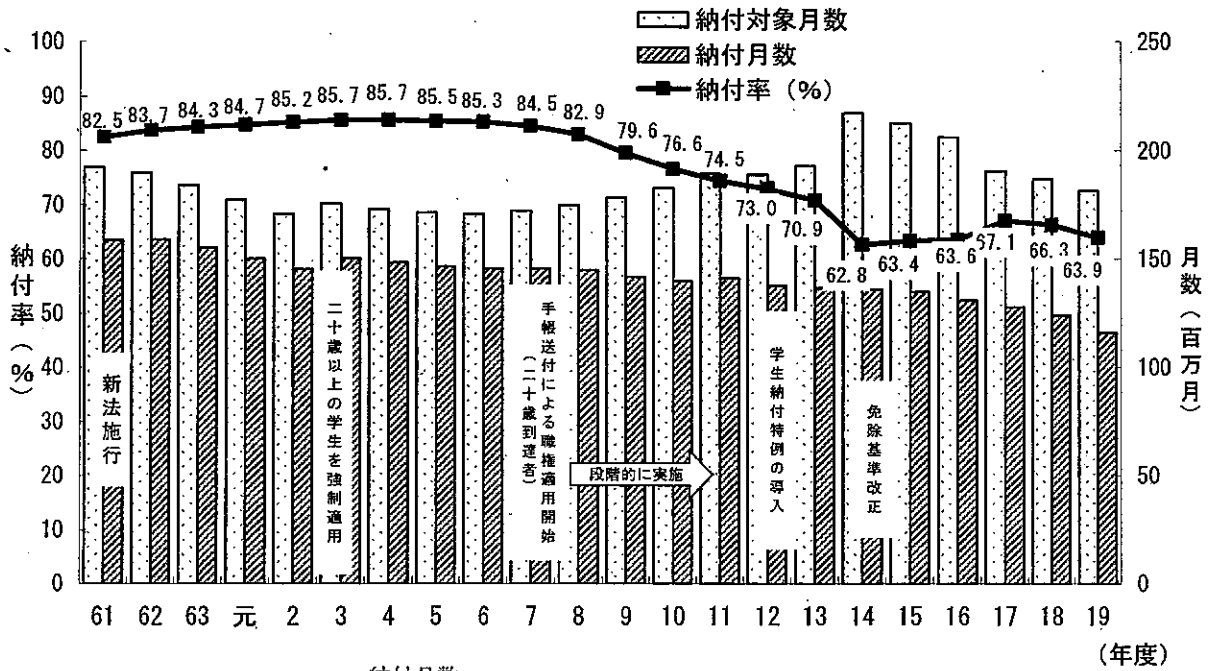
《公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～19年度)》



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。
 注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。
 注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

《国民年金保険料の納付率等》

平成19年度の納付率は、63.9% (対前年度比△2.3ポイント)



$$\text{納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成17年度の最終納付率は、72.4% (平成19年度末時点)

(平成18年度末と比較して+1.8ポイント)

※最終納付率は、17年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%	—	—
16年度分保険料	—	63.6%	66.3%	68.2%	—
17年度分保険料	—	—	67.1%	70.7%	72.4%
18年度分保険料	—	—	—	66.3%	69.0%
19年度分保険料	—	—	—	—	63.9%

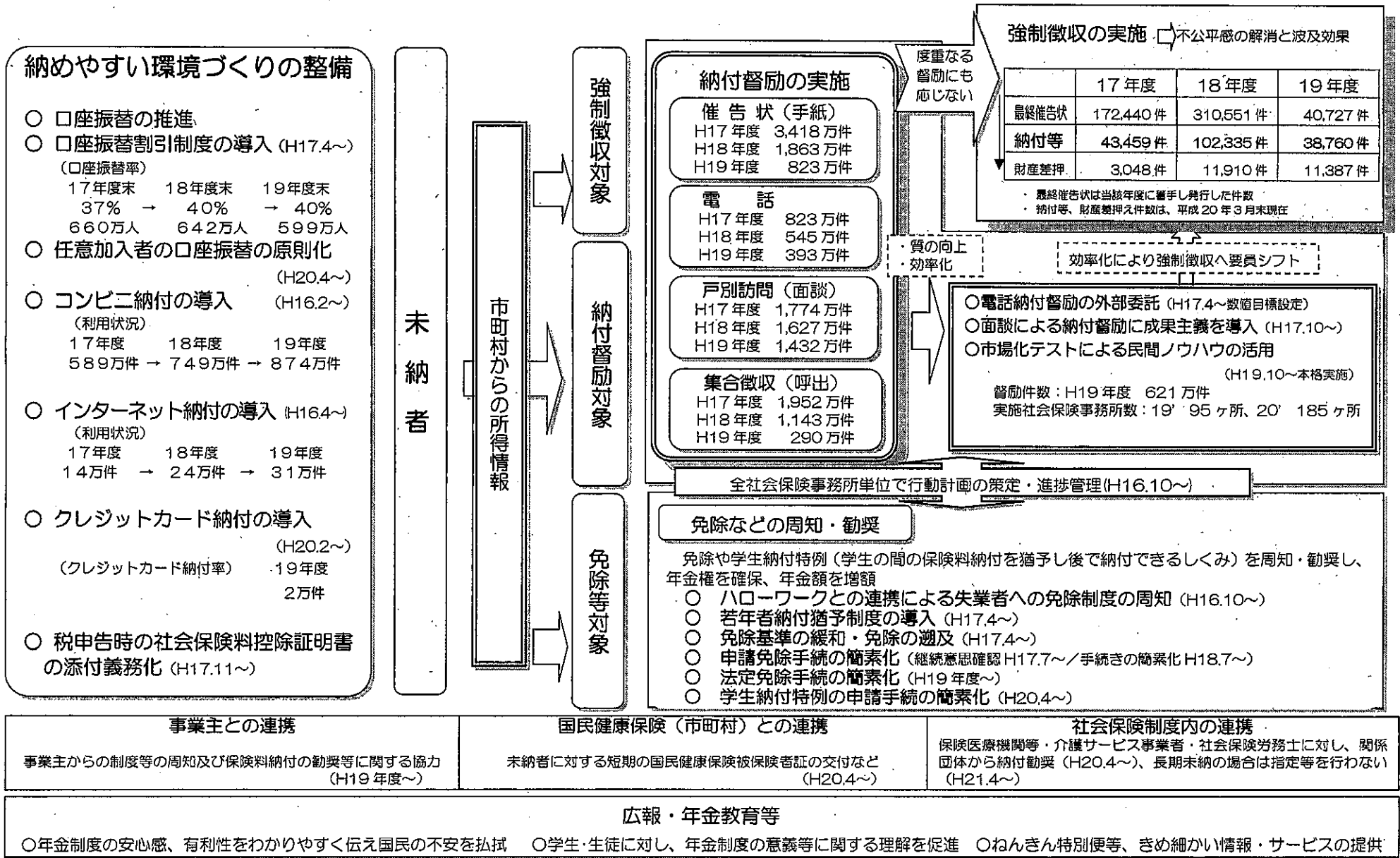
※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付（目標納付率）

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。

16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

《 収納対策のスキーム(概念図) 》



《都道府県別にみた社会保険事業の給付の規模》

(平成18年度)

都道府県名	金 額			(参考) 県民 (国民)所得	県民(国民)所得比		
	年 金	医 療	合 計		年 金	医 療	合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
全 国	40,119,815	4,086,691	44,206,506	373,246,600	10.7	1.1	11.8
北海道	1,729,849	242,459	1,972,309	14,503,827	11.9	1.7	13.6
青森	377,096	52,774	429,869	3,137,129	12.0	1.7	13.7
岩手	423,064	50,845	473,908	3,272,320	12.9	1.6	14.5
宮城	658,193	81,833	740,026	6,183,288	10.6	1.3	12.0
秋田	368,219	47,209	415,427	2,628,481	14.0	1.8	15.8
山形	387,854	45,744	433,598	2,951,319	13.1	1.5	14.7
福島	623,398	76,516	699,914	5,704,193	10.9	1.3	12.3
茨城	826,687	67,097	893,783	8,444,978	9.8	0.8	10.6
栃木	570,357	56,974	627,332	6,253,206	9.1	0.9	10.0
群馬	622,212	62,776	684,988	5,787,709	10.8	1.1	11.8
埼玉	2,022,667	124,907	2,147,574	20,846,005	9.7	0.6	10.3
千葉	1,813,875	102,176	1,916,051	18,168,444	10.0	0.6	10.5
東京	3,678,994	296,345	3,975,339	60,086,619	6.1	0.5	6.6
神奈川	2,796,171	156,028	2,952,199	28,171,010	9.9	0.6	10.5
新潟	835,265	94,254	929,520	6,738,830	12.4	1.4	13.8
富山	432,155	48,206	480,361	3,442,874	12.6	1.4	14.0
石川	394,808	52,656	447,464	3,347,781	11.8	1.6	13.4
福井	287,307	35,286	322,593	2,356,912	12.2	1.5	13.7
山梨	250,777	26,838	277,615	2,414,262	10.4	1.1	11.5
長野	792,252	67,555	859,807	6,231,895	12.7	1.1	13.8
岐阜	697,068	78,316	775,384	5,887,188	11.8	1.3	13.2
静岡	1,317,232	108,260	1,425,492	12,680,516	10.4	0.9	11.2
愛知	2,245,254	237,490	2,482,745	25,563,139	8.8	0.9	9.7
三重	638,949	56,768	695,716	5,727,308	11.2	1.0	12.1
滋賀	434,184	41,828	476,012	4,520,033	9.6	0.9	10.5
京都	845,669	95,623	941,292	7,665,004	11.0	1.2	12.3
大阪	2,737,210	321,857	3,059,068	26,874,867	10.2	1.2	11.4
兵庫	1,924,215	168,856	2,093,072	15,267,318	12.6	1.1	13.7
奈良	460,479	42,594	503,073	3,772,391	12.2	1.1	13.3
和歌山	345,607	35,013	380,621	2,805,700	12.3	1.2	13.6
鳥取	205,818	26,937	232,756	1,400,814	14.7	1.9	16.6
島根	277,047	32,674	309,721	1,820,361	15.2	1.8	17.0
岡山	713,625	90,291	803,916	5,192,202	13.7	1.7	15.5
広島	1,036,502	122,376	1,158,878	8,738,537	11.9	1.4	13.3
山口	611,816	55,812	667,628	4,478,783	13.7	1.2	14.9
徳島	254,825	35,420	290,245	2,233,139	11.4	1.6	13.0
香川	370,021	46,501	416,522	2,648,448	14.0	1.8	15.7
愛媛	502,811	59,353	562,164	3,459,079	14.5	1.7	16.3
高知	263,543	31,781	295,324	1,708,965	15.4	1.9	17.3
福岡	1,562,041	224,029	1,786,070	13,437,419	11.6	1.7	13.3
佐賀	264,767	37,289	302,057	2,171,734	12.2	1.7	13.9
長崎	465,783	57,012	522,795	3,285,727	14.2	1.7	15.9
熊本	541,121	73,591	614,712	4,391,831	12.3	1.7	14.0
大分	378,877	52,898	431,775	3,154,149	12.0	1.7	13.7
宮崎	341,062	46,239	387,301	2,550,595	13.4	1.8	15.2
鹿児島	528,509	69,762	598,271	3,984,089	13.3	1.8	15.0
沖縄	247,770	49,642	297,412	2,751,806	9.0	1.8	10.8
その他	16,809	.	16,809

- 注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金(福祉年金を含む)受給者の年金総額(平成18年度末現在)である。新法船員保険の職務上を除く。
 2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費(平成18年度)であり、そのうち診療費及び薬剤支給については医療機関の所在地ベース、それ以外は社会保険事務所の所在地ベースである。
 3. 県民(国民)所得については、全国は平成18年度の国民所得であり、各都道府県は平成17年度の県民所得である。

都道府県別にみた国民年金保険料の納付率（平成19年度）

都道府県	納付率	（参考）介護保険料の収納（平成18年度）	
		特別徴収の収納額 （百万円）	特別徴収の割合（%）
北海道	62.4%	44,622	84.0%
青森県	61.8%	14,780	86.2%
岩手県	73.8%	12,675	87.6%
宮城県	62.2%	17,655	86.3%
秋田県	76.0%	12,254	88.3%
山形県	74.9%	12,311	88.9%
福島県	67.2%	16,860	87.6%
茨城県	60.9%	20,422	85.1%
栃木県	62.3%	14,419	86.5%
群馬県	68.4%	17,273	86.9%
埼玉県	61.0%	43,333	81.9%
千葉県	61.2%	39,630	82.7%
東京都	59.2%	95,174	81.5%
神奈川県	62.0%	62,182	82.4%
新潟県	76.0%	24,791	88.1%
富山県	74.6%	12,738	88.3%
石川県	74.5%	11,730	86.9%
福井県	75.6%	8,255	88.8%
山梨県	73.0%	7,214	88.6%
長野県	74.0%	21,691	88.1%
岐阜県	73.1%	18,107	86.7%
静岡県	68.1%	30,583	86.9%
愛知県	66.4%	54,150	84.3%
三重県	71.0%	17,145	87.0%
滋賀県	70.8%	10,377	86.8%
京都府	64.8%	23,433	83.5%
大阪府	54.4%	72,321	81.0%
兵庫県	62.9%	48,959	84.3%
奈良県	67.3%	11,570	84.2%
和歌山県	71.5%	10,891	86.3%
鳥取県	72.9%	6,448	88.2%
島根県	77.6%	8,776	88.8%
岡山県	67.1%	20,027	87.4%
広島県	67.6%	27,539	85.9%
山口県	71.7%	15,578	87.1%
徳島県	66.6%	9,263	87.0%
香川県	72.7%	9,304	88.0%
愛媛県	73.1%	15,407	86.6%
高知県	68.3%	8,398	86.3%
福岡県	63.2%	44,531	83.7%
佐賀県	68.7%	8,984	88.1%
長崎県	59.7%	15,880	86.0%
熊本県	64.7%	18,793	87.3%
大分県	69.2%	11,659	85.4%
宮崎県	63.3%	10,262	85.2%
鹿児島県	63.9%	15,997	86.7%
沖縄県	42.8%	9,742	85.4%
全 国	63.9%	1,064,132	84.8%

注) 納付率(%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、第1号被保険者が当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・若年者納付猶予月数・学生納付特例月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数である。

〈参考〉指定都市及び中核都市別にみた国民年金保険料の納付率(平成19年度)

—指定都市(17)—

都市	納付率	(参考) 介護保険料の収納(平成18年度)	
		特別徴収の収納額 (百万円)	特別徴収の割合(%)
札幌市	56.8%	13,277	82.3%
仙台市	58.5%	6,991	83.9%
さいたま市	62.1%	7,704	81.6%
千葉市	59.7%	5,988	81.5%
横浜市	63.8%	26,053	82.6%
川崎市	56.2%	8,233	81.2%
新潟市	71.6%	7,419	86.2%
静岡市	66.4%	5,914	86.9%
浜松市	69.7%	6,497	87.5%
名古屋	61.5%	18,907	82.9%
京都市	62.5%	13,475	82.6%
大阪市	47.4%	21,628	79.6%
堺市	57.5%	7,541	80.6%
神戸市	59.3%	14,236	83.7%
広島市	63.8%	9,611	83.1%
北九州市	63.1%	10,068	82.4%
福岡市	61.1%	9,290	81.5%

—中核市(39)—

都市	納付率	(参考) 介護保険料の収納(平成18年度)	
		特別徴収の収納額 (百万円)	特別徴収の割合(%)
旭川市	54.0%	3,153	83.6%
函館市	54.2%	2,544	82.9%
青森市	62.4%	2,566	84.0%
盛岡市	70.9%	2,144	85.3%
秋田市	69.2%	2,823	85.9%
郡山市	61.0%	2,150	86.3%
いわき市	61.7%	3,364	85.8%
宇都宮市	60.3%	3,264	84.7%
川越市	61.7%	2,018	82.1%
船橋市	65.1%	3,683	81.7%
柏市	63.7%	2,438	82.0%
横須賀市	60.2%	3,769	83.8%
相模原市	59.8%	4,394	81.4%
富山	71.3%	4,751	87.3%
金沢	70.2%	4,123	85.7%
長野市	72.3%	3,414	86.8%
岐阜市	67.4%	3,464	84.4%
豊橋市	68.2%	2,584	85.2%
岡崎市	66.3%	2,428	84.3%
豊田	69.3%	2,418	84.5%
高槻市	64.9%	2,730	83.0%
東大阪市	54.4%	4,298	80.3%
姫路市	60.0%	4,683	83.2%
西宮市	62.5%	3,236	82.7%
奈良	67.5%	2,824	83.8%
和歌山市	65.4%	3,832	83.8%
岡山市	63.6%	6,421	85.9%
倉敷市	62.0%	4,468	86.2%
福山市	65.0%	4,344	85.5%
下関市	65.6%	3,141	86.1%
高松市	70.0%	3,451	86.5%
松山市	67.5%	4,921	84.2%
高知市	63.1%	2,897	84.0%
久留米市	64.1%	2,805	85.3%
長崎市	56.7%	4,839	84.6%
熊本市	57.3%	5,637	85.3%
大分市	66.9%	3,425	82.8%
宮崎	57.0%	2,780	81.6%
鹿児島	58.4%	4,407	84.8%

(注) 指定都市及び中核市はH20.4.1現在のため、18年度時点においては指定都市若しくは中核市に該当していない場合がある。

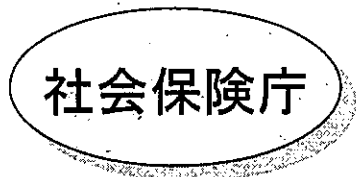
日本年金機構の設立について

社会保険庁の廃止と、非公務員型の2つの新法人の設立

【国が担う業務】 ※公的年金の財政責任・運営責任は **厚生労働本省**
※保険医療機関の指導監督等は **地方厚生局**
※悪質な滞納者の強制徴収は **国税庁** へ委任可能

【新組織】

【現在】



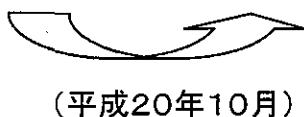
新

日本年金機構

公的年金の運営業務を担います。

(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)

※ **民間企業等** への委託を推進



新

全国健康保険協会

健康保険事業を担います。

(中小企業で働く被用者の方)

これにより……

1. 「職員」が変わる

新しい2つの法人の職員は、公務員ではなく民間です。
能力と実績に基づく人事管理で職員の意識改革を徹底します。

2. 「サービス」が変わる

親切でわかりやすいお知らせ、電話相談やインターネットでの情報提供など、サービスの向上を徹底します。

3. 「仕事の仕方」が変わる

旧式のコンピューターシステムの刷新、各種のチェックの仕組み、事務処理の集約化、外部委託化など、業務の適正かつ効率的な実施を徹底します。

日本年金機構の位置づけ

○公的年金については、国が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営を日本年金機構（非公務員型の公法人）に委任・委託

